

酒税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照表

改正後

(酒税法施行令の一部改正)

第一条 酒税法施行令(昭和三十七年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

(酒類製造業等の相続の申告)

第十八条 省略

2 前項の申告書には、申告者の戸籍抄本その他の財務省令で定める書類並びに申告者が法第十条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

3 省略

(酒税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 酒税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百十号)の一部を次のように改正する。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 省略

二 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ 第一条中酒税法施行令第六条の改正規定及び同令第七条に一項を加える改正規定並びに附則第二条の規定(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。)(附則第三十五条第三項及び第五項(同条第三項に係る部分に限る。)(の規定を準用する部分を除く。))

ロ 省略

三 省略

改正前

(酒類製造業等の相続の申告)

第十八条 同上

2 前項の申告書には、申告者の戸籍抄本並びに申告者が法第十条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

3 同上

附則

(施行期日)

第一条 同上

一 同上

二 同上

イ 第一条中酒税法施行令第六条の改正規定及び同令第七条に一項を加える改正規定

ロ 同上

三 同上

四 第一条中酒税法施行令第七条の次に一条を加える改正規定及び附則
第二条の二の規定（改正法附則第三十五条第三項及び第五項（同条第
三項に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。） 平成三
十五年十月一日

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正に伴う経
過措置）

第二条 省 略

2・3 省 略

4 改正法第七条の規定による改正後の酒税法（昭和二十八年法律第六号
（第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当する酒類（改正
法第七条の規定による改正前の酒税法（次条において「旧酒税法」とい
う。）第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを
除く。）について、新酒類業組合法施行令第八条の三の規定によつて行
うべき同条第一項第五号に掲げる事項の表示は、平成三十九年三月三十
一日までは、これを行わないことができる。

（蔵置場の設置の許可に関する経過措置）

第二条の二 改正法附則第三十五条第一項の規定は旧酒税法の規定により
発泡酒の蔵置場の設置の許可を受けていた者について、同条第二項の規
定は旧酒税法の規定により甘味果実酒又はスピリッツの蔵置場の設置の
許可を受けていた者について、同条第三項の規定は旧酒税法の規定によ
りその他の醸造酒、スピリッツ、リキニール又は雑酒の蔵置場の設置の
許可を受けていた者について、同条第五項の規定はこの条において準用
する改正法附則第三十五条第一項から第三項までの場合において旧酒税
法の規定による蔵置場の設置の許可に期限又は条件が付されていたとき
について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「製造
免許又は販売業免許（以下この条において「製造免許等」という。）」
とあるのは「蔵置場の設置の許可」と、「製造免許等」とあるのは「
蔵置場の設置の許可を」と、同条第二項、第三項及び第五項中「製造免
許等」とあるのは「蔵置場の設置の許可」と読み替えるものとする。

四 第一条中酒税法施行令第七条の次に一条を加える改正規定 平成三
十五年十月一日

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正に伴う経
過措置）

第二条 同 上

2・3 同 上

4 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以
下「改正法」という。）第七条の規定による改正後の酒税法（昭和二十
八年法律第六号）第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該
当する酒類（改正法第七条の規定による改正前の酒税法第三条第三号ハに
規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。）について、新酒
類業組合法施行令第八条の三の規定によつて行うべき同条第一項第五号
に掲げる事項の表示は、平成三十九年三月三十一日までは、これを行わ
ないことができる。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。